



広報 **たまかわ** 2
2006

新春互礼会に行われた津軽三味線の演奏から

<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp>

No.474

障害者自立支援法によるサービス利用の自己負担金

サービスを利用したら、そのサービスにかかる費用の原則1割を自己負担することとなります。ただし、課税状況、所得に応じて負担上限が決められています。

障害者福祉サービスの利用の自己負担上限

区分	対象となる方	月額上限額
生活保護	生活保護世帯に属する方	自己負担なし
低所得1	市町村民税非課税世帯の方で、障害者、障害児の保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯の方で、低所得1に該当しない方	24,600円
一般	市町村民税課税世帯の方	37,200円

- 施設入所者は食費や光熱水費などは全額自己負担ですが、生活保護、低所得1、低所得2の方は、これに対する補足給付（日額）が支給されます。
- グループホーム入居者、施設入所者を対象に定率負担（1割負担）の個別減免があります。これは、障害者の資産が一定以下の場合に該当します。しかし、住民票が、入居・入所前の世帯に残っている場合は、個別減免の対象とはなりません。
- 同世帯にサービスを利用する方が複数いる場合に、高額障害福祉サービス費が支給されます。
- 短期入所、重度包括支援事業を除く居宅サービスについては、社会福祉法人事業所を利用する場合、社会福祉法人減免があります。

自立支援医療費の自己負担上限額

区分	対象となる方	月額上限額
生活保護	生活保護世帯に属する方	自己負担なし
低所得1	市町村民税非課税世帯の方で、障害者、障害児の保護者の収入が80万円以下の方	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯の方で、低所得1に該当しない方	5,000円
中間1	市町村民税課税世帯で住民税額(所得割)が2万円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
中間2	市町村民税課税世帯で住民税額(所得割)が2万円以上20万円未満	
一定以上	市町村民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円以上	対象外
高額治療継続者(重度かつ継続)	市町村民税課税世帯で住民税額(所得割)が2万円未満	5,000円
	市町村民税課税世帯で住民税額(所得割)が2万円以上20万円未満	10,000円
	市町村民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円以上	20,000円

- 入院時の食費（標準負担額相当）は原則自己負担です。
- 18歳未満の育成医療については、窓口負担軽減の経過措置があります。

「障害者自立支援法」が はじまります

現在ある障害者サービスは、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）ごとに分かれており、サービスが複雑に組み合わせられています。

しかし、障害者自立支援法の成立により、障害の種類や年齢等に関わらず、共通のサービスとして受けられるようになります。

障害者自立支援法によるサービスの種類

☆介護給付（4月から）※1

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・児童デイサービス
- ・重度障害者包括支援
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・生活介護
- ・共同生活介護(ケアホーム)
- ・施設入所支援

☆訓練等給付（10月から）※2

- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・共同生活援助(グループホーム)

☆自立支援医療（4月から）

育成医療、厚生医療、精神障害者通院医療が一つになり、原則1割の自己負担となります。(負担上限あり)

☆補装具の交付・修理（4月から）

補装具の交付・修理にかかる費用の、原則1割が自己負担となります。(負担上限あり)

☆地域生活支援事業

県や市町村が、障害者を総合的に支援する体制をつくり、障害福祉サービスと組み合わせて、さまざまな事業を行います。

- ・相談支援事業（障害児者のさまざまな相談を受け付けます）
- ・コミュニケーション支援（手話通訳派遣事業、日常生活用具給付事業など）
- ・移動支援事業（行動援護に該当しない方や、身体障害者の移動支援を行います）
- ・短期入所（ショートステイ＝宿泊しない日中のみの利用の方）
- ・地域生活支援センター事業（現在までの身体・知的障害者デイサービス事業など含む）
- ・その他

※1：介護給付の、「重度障害者包括支援」「重度訪問介護」「行動援護」「生活介護」「共同生活介護(ケアホーム)」は10月からのサービスとなります。

※2：訓練等給付の、「共同生活援助(グループホーム)」は4月からのサービスとなります。



おめでとう二十歳

今年の新成人は100名



平成18年の成人式が1月8日、マーヴェラス末広で開催されました。今年の新成人は男性が51名、女性が49名で、あわせて100名が晴れて大人の仲間入りをしました。

晴れやかな中にも厳粛に

会場では、色とりどりの振り袖や真新しいスーツを身にまとった新成人がぞくぞくと集まり、久しぶりの級友らとの再会にあちらこちらで歓声を上げていました。

式典は、厳肅な雰囲気の中ではじまり、最初出席者全員で君が代を斉唱したあと、車田村長が式辞、吉田教育委員長があいさつを述べました。続いて成人者一人ひとりの名前が読み上げられ、代表で大竹克弥さん(川辺)に車田村長から成人証書と記念品が贈られました。

来賓の須田議会議長、小針選挙管理委員長がお祝いの言葉を贈り、最後に成人者を代表して須釜伸幸さん(吉)が謝辞を述べました。

和やかに記念パーティー

式終了後は、会場を隣に移して成人者自らが企画、運営する「20歳の記念パーティー」が開催されました。

パーティーが始まると、会場の雰囲気は一気に和やかな

雰囲気にも包まれ、昔話に花が咲いていました。



代表で成人証書を受けとる大竹さん



謝辞を述べる須釜さん

はたちの感想文

今回成人を迎えられた皆さんより、はたちの感想文を寄せていただきましたのでご紹介いたします。

社会人としての自覚



田子雄大さん(川)

気が付いたらもう二十歳になってしまいました。高校を卒業し、社会人としての生活が始まり、時間の進む早さにただ驚いていました。社会の厳しさを知り、大人としての自覚を持たなければならぬと感じました。

その一つに、何事にも責任を持った行動が必要になり、その行動の一つひとつが自分の人格として見られるということですね。

はたちの感想文



矢部智之さん(川)

私は12月に二十歳になりました。二十歳といえば公的に選挙権が与えられたり、クレジットカードの発行ができた、あるいは酒、たばこが許可されたり、オークションに参加できたりと社会的に大人として認知されたことになる年齢です。もともと、大人として社会的な様々な権利を得た反面、大人としての責任と義務も生まれます。私は、年齢ではなくこういった責任と義務をしっかりと果たしてこそ大人であると考えます。

さて、固い話は置いて、私が二十歳になることについての感想を述べたいと思います。といっても、正直私は二十

歳になったんだという実感が全くといっていいほど湧きません。今まで通り1年が過ぎ、誕生日がきて年齢が一つだけ増えた。ただそれだけのことに感じます。

自分の中では、10代だろうが未成年だろうが、成人だろうが何も変わらず毎日大学に行って勉強して、剣道をして忙しく充実した日々を過ごさだろうと思います。少なくとも、県外にいる私にとって選挙権も意味をなさないだろうと思います。ただ、今までもこれからも、何も変わらず生きていくことでしよう。

しかし、一つだけ二十歳だからこその思い出に残ることがあるとすれば、この成人式でしょう。一生のうちでたった一度きりしかなく、米寿や白寿とは違う、若者同志で祝い語り合う場。それがこの成人式です。親や地域の人に、産み育ててくれたことに感謝し、そこから自立をしていくための儀式(プロセス)が成人式です。この、二十歳になったからこその成人式を、私はとても楽しみにしています。たし、永遠に私の思い出に刻

二十歳の感想文



大竹絵美子さん(岩法寺)

二十歳を考えると、私もそろそろ成人の時期がきたんだなと思います。

19歳までは子どもとして分けられました。でも二十歳を区切りに、世間からまだ子どもとみられようがみられまいが、私としては自分の行動に責任を持ちたいです。同時に私は、これからどんな生き方をしたいのか一生懸命考えていかなければいけないと思いました。自分で考え自分で動き、自分から反省する姿勢。10代の頃は考えなかつたし、考えられなかつた自立になりませんでした。だから、精神

的にも経済的にも自立ができる準備をしていきたいです。

二十歳を迎え、20代は自分のことを磨くことができ、興味や関心があることを身につけられるような、そんな時間を積み重ねていきたいです。

最後に、20年間を振り返ってみて、小さな怪我はあっても大きな事故もなく、病気でそれほど悩まされたこともなく健康に過ごしてこれたことに気づきました。このことは両親のおかげだと思います。

今まで私のやりたいことをやらせてくれて、ここまで育ててくれた両親に感謝の気持ちを伝える年になりました。20年間、見守ってくれてありがとうございます。私なりに二十歳の希望を持ちながらがんばっていきたいと思いますので、これからもどうぞよろしくお願ひします。



戦没者に関する 特別弔慰金、特別給付金の請求は お済みでしょうか

①戦没者等のご遺族の皆様へ —特別弔慰金が支給されます—

支給対象者…… 平成17年4月1日現在において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4. 前記1から3以外の3親等内の親族

■請求期限 平成20年3月31日まで

②戦没者等の妻の皆様へ —特別給付金が支給されます—

支給対象者…… 平成15年4月1日現在において、次の年金給付の受給権を有する戦没者等の妻の皆様特別給付金が支給されます。

- 恩給法による公務扶助料・特例扶助料
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金（公務傷病又は勤務関連傷病による死亡を支給事由とするもの）
- 旧令共済組合特別措置法の殉職年金 等

■請求期限 平成18年3月31日まで

③戦没者の父母・祖父母の皆様へ —特別給付金が支給されます—

支給対象者…… 次の要件を満たす戦没者の父母、祖父母の皆様特別給付金が支給されます。

- (1)平成15年4月1日現在、次の年金給付の受給権を有すること
 - 恩給法による公務扶助料、特例扶助料
 - 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、遺族給与金（公務傷病又は勤務関連傷病による死亡事由とするもの）
 - 旧令共済組合特別措置法の殉職年金 等
- (2)戦没者死亡後から平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子又は孫（自然血族）を有するに至らなかったこと

■請求期限 平成18年3月31日まで

請求の手続きなど詳しくは役場健康福祉課(☎57-4623)までご連絡ください。



ベストナインに選ばれた皆さん

ベストナインを表彰

- 玉川村野球協会（石森春男会長）では、このほど平成16・17年度のベストナイン表彰を行いました。受賞者は次のとおりです。
- ◇最優秀監督 吉田正（下ジャース）
 - ◇投手 高坂貴志（下ジャース）
 - ◇捕手 小原公太（川辺野球ク）
 - ◇内野手 矢吹利勝（下ジャース）
 - ◇須釜一博（同）
 - ◇外野手 大木孝行（玉川シテ野球ク）
 - 矢吹真行（川辺野球ク）
 - 大竹一誠（玉川村役場）

成人を迎えて



小針祥志さん（中）

二十歳を迎え、今思うことは、日本の競争社会に対する不自信にも似た疑問である。現在では、幼少の頃から塾に通わされたりするのは当たり前だったりと、10代というのには人生において一番不安定な時期だと思ふ。その不安定な時期に、親や周りからかけられるプレッシャーは本当にきつい。いつでも競争勝ち負け、そんな人生になんて価値がない。しかし、これから自分が飛び込むとする社会も、そういう土台の上で成り立っているのが現実で、自分の価値観の中のきれいなことなど、通るわけもない。ただ、社会の型にはまっても、根っここの部分だけは自分のままであり続けたいし、将来は、自分が自分であることを誇れるような人間になりたいと思う。

二十歳になって



佐藤友哉さん（小高）

二十歳になって感じることはとくにありません。できれば社会のルールにはハマりたくないと思っています。だって、自分はまだ精神は子どもだし、自立もしていないからです。こんな感じで社会に入ったら痛い目にあうのは目に見えています。「大人になんかなりたくない」と最近まで思っていました。が、今は違います。いったい自分が今まで学んできたことがどこまで、自分たちよりも長く生きている大人たちにも

通用するのか試してみたいと思っています。それは勉強とかの分野でもそうですが、たった20年でも今まで生きてきた自分の人生のありつたけをぶつけないと。現状維持はきつとつまらないと気付いたからです。

自分は頭が良くないから、政治家になってこの世の中をまえることはできません。しかし、でっかい男に、信念を曲げないカッコいい大人になって、底辺からでも世の中を支える人間になりたいと思えます。

最後に、こんなバカ息子を産んでくれた親に感謝、自分を支えてくれた人たちに感謝、てくれたい人たちに感謝です。ありがとうございます、そしてこれからもよろしくお願いします。



新成人のみなさんが生まれた年

（昭和60年4月～昭和61年3月）

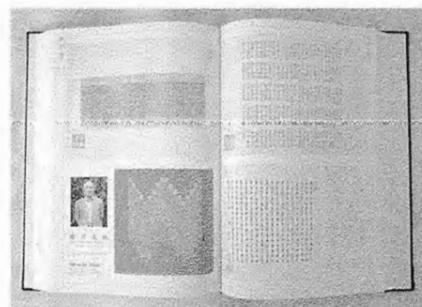
- ◆主な出来事
 - 6月▽豊田商事事件
 - 7月▽たこ八郎さん遊泳中に水死
 - 8月▽日航ジャンボ機群馬県山中に墜落
 - 10月▽阪神タイガース日本一
 - 1月▽スペースシャトル・チャレンジャー爆発事故
- ◆流行語
 - パフォーマンス
 - イッキ
- ◆ヒット曲
 - 熱き心（小林旭）
 - 悲しみにさよなら（安全地帯）
 - 恋におちて（小林明子）

芸術誌を村へ寄贈



車田村長に手渡す溝井さん

小高の溝井光秋さんが、このほど芸術誌「現代文芸」を村に寄贈されました。現代文芸は1976年に「現代文化」として創刊され、今回創刊30周年を機に現代文芸と名を改



溝井さんが紹介されているページ

められたもので、日本の著名な芸術家が数多く紹介されています。溝井さんも「細字」の作品とともに紹介されています。寄贈された現代文芸は、クックちゃん文庫に展示されていますのでご覧ください。

新年を祝い新春互礼会

村と村商工会の主催による新春互礼会が、1月4日にマーヴェラス末広で開催されました。

会場では、村関係や議会、商工会、各企業などから約110名が出席し、新年のあいさつをしながら、今年の抱負などを語り合いました。またアトラクションとして、村公民館主催の津軽三味線教室に参加した子どもたちによる演奏も行われ、あざやかなパチさばきで会場を盛り上げました。



サルゲシワインで乾杯する出席者



整然と整列する団員ら

毎年恒例の村消防団出初め式が1月8日、たまかわ文化体育館で行われ、参加した消防団員、婦人消防隊員ら220名が防火の誓いを新たにしました。
式では、統監の車田村長による訓示、観閲、通常点検が行われ、続いて吉田須賀川消防署副署長、須田村議会議長らが祝辞、阿部団長が答辞を述べました。

防火の誓い新たに 玉川村消防団出初め式

上海利用者が10万人に

福島空港で記念セレモニー

福島空港の上海利用者が、1月12日に10万人を突破し、福島空港で記念セレモニーが行われました。セレモニーでは車田村長も出席し、祝辞を述べました。めでたく10万人目という幸運の搭乗者となったのは、二本松市に住む男性で、関係者などから花束や上海便航空券などプレゼントされました。



花束を贈られる10万人目の搭乗者



小屋の中であま茶などをふるまう子どもたち(南須釜)

南須釜地区と山小屋地区に古くから伝わる小正月の伝統行事、やっちや小屋が1月14日にそれぞれ行われました。
やっちや小屋は、竹とワラなどで作った小屋といっしょに、しめ縄や正月飾りなどを燃やし、今年一年の無病息災を願うというものです。
午後7時過ぎに小屋に火が放たれると、赤々とした炎が小雨ふる夜空を照らしました。

無病息災を願って 小正月の伝統行事やっちや小屋

村職員の定員管理などの 実態を公表します

玉川村では、平成17年度から第4次玉川村行政改革大綱に基づいて行政改革を進めていますが、村職員の定員の適正化を図るため、「定員適正化計画」を策定しています。

これは、平成16年4月1日の職員数81人を基準として、平成17年度から23年度までの7年間で13人を減らし、平成23年4月1日の職員数を68人とするものです。

計画1年目となる17年度の状況についてお知らせいたします。

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標

計 画 期 間		計画期間前年の職員数 (平成16年4月1日)	計画終了時の職員数 (平成23年4月1日)	数 値 目 標
始 期	終 期			
平成17年度	平成23年度	81人	68人	13人(16%)の減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

73人(8人、10%の減)

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要 (単位:人)

部 門	区 分	平成16年度	平成17年度	(参考) 数値目標
		(計画前年)	(1年目)	
一般行政	減員	-	2	-
	増員	-	1	-
	差引	-	△1	-
特別行政 (教育)	職員数	60	59	47
	減員	-	1	-
	差引	-	1	△1
公営企業 等会計	職員数	12	13	11
	減員	-	1	-
	差引	-	△1	-
計	職員数	9	8	10
	減員	-	3	-
	増員	-	2	-
計	差引	-	△1	-
	職員数	81	80	68

(注) 1 人数は4月1日現在。
2 計画期間は、平成17年度から平成23年度の7年間。

④ 部門別職員数の状況(4月1日現在) (単位:人)

区 分	職 員 数			
	平成16年度	平成17年度	前年比較	
一般行政	議 会	2	2	
	総務一般	12	13	1
	企画開発	5	4	△1
	住民関連	3	3	
	税 務	5	5	
	民 生	15	15	
	衛 生	6	6	
	農林水産	6	5	△1
	土 木	6	6	
	小 計	60	59	△1
特別行政	教 育	12	13	1
公営企業等会計	水 道	4	3	△1
	下 水 道	1	1	
	国保事業	3	3	
	介護保険事業	1	1	
	小 計	9	8	△1
合 計	81	80	△1	



受賞した吉村さん(左写真左上)と塩澤さん(右写真右上)とこぶし隊は代表して村防犯協会長の須田孝意さん(右写真下中央)が出席しました

平成17年の石川警察署長感謝状贈呈式が昨年12月28日、石川警察署で行われ、防犯活動などに功績があった個人、団体に感謝状が贈られました。玉川村では次の方々を受賞しました。
▼塩澤重男(剣道指導)
▼吉村忠雄(防犯活動)
▼たまかわこぶし隊

こぶし隊などが受賞

福は内、鬼は外！

2月3日。節分の日。保育所、幼稚園などでは、子どもたちの「福は内」「鬼は外」の元気な声が響きわたっていました。



(あがみ幼稚園)



(いのみ幼稚園)



(須釜児童館)



(泉保育所)

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際に 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等の証明書を 添付することが義務付けられました

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付は必要ありませんでしたが、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から昨年の11月上旬に送付されています。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に初めて保険料を納付した方については、今年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、社会保険料控除として国民年金保険料を申告する場合には、必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

■控除証明書に関する問い合わせ

専用ダイヤル ☎0570-00-9911
(3月17日までの平日9時から17時まで)

玉川村乳幼児医療費受給者 (社会保険加入者)のみなさまへ

須賀川市のロックタウン内、「サーラデンタルクリニック」が、平成18年2月診療分より、乳幼児医療費の現物支給(窓口での現金支払いなし)を実施することとなりました。

▶問い合わせ

健康福祉課 ☎57-4623

不審者が校舎に侵入！ 玉一小で避難訓練

玉川第一小学校では1月18日、不審者が校舎内に侵入したという想定で避難訓練を実施しました。訓練では、不審者が校舎内に侵入すると生徒らは一斉に外へ避難。教員らはさすまたや机などで抵抗しました。また、110番に電話するなど、通報訓練も同時に行いました。訓練終了後には、玉川駐在所の早坂専門官の指導で、さすまたの使い方なども学びました。(写真)



玉川FCが東北大会出場 村から激励金交付

仙台市で開催されるフットサルの東北大会、東北チャンピオンズカップに出場を決めた玉川FCに対する激励金交付式が1月20日に行われ、出席した鈴木博也選手、湯沢健太選手、世話人の湯沢徳雄さんに、車田村長から激励金が手渡されました。

玉川FCは、県内の各施設ごとに行われた予選会を勝ち抜いての東北大会出場です。



車田村長から激励を受け取る(右から)鈴木選手、湯沢選手、湯沢さん

玉川スポ少が優勝 石川ミニバス新人大会

1月21・22日にたまかわ文化体育館で行われた、石川ミニバスケットボール新人大会で、玉川スポ少が見事優勝を飾りました。同大会は5年生以下の選手が出場する大会で、石川郡内から12チームが出場、熱戦をくり広げました。大会ではフリースロー大会も行われ、玉川スポ少の宗形寿美鈴さん(玉一小5年)が2位に入りました。



玉川スポ少の試合のようす

3世代が交流を深める 世代間交流事業

子どもたちと父母、祖父母らが、一緒にゲームなどをしながら交流を深める世代間交流事業が、村内の各地区で行われました。

南須釜地区の同事業は、1月22日に須釜公民館で行われました。子供育成会や老人クラブなどから約130人が参加して、一緒に縄もじりをしたり、すいとうんを作ったりと楽しいひと時を過ごしました。



一緒にゲームで楽しむ南須釜地区の参加者



お知らせ

Information

- 総務課 57-4621
- 住民税務課 57-4622
- 健康福祉課 57-4624
- 保健センター 57-4623
- 会計室 37-1024
- 地域整備課 57-4625
- 企画産業課 57-4626
- 農業委員会 57-4627
- 議会事務局 57-4628
- 教育委員会 57-4630
- 公民館 (文化体育館) 57-4633
- 須釜支所 57-4632
- 57-2061

春季全国火災予防運動が実施されます

▼実施期間
3月1日から7日まで

▼全国統一防火標語
「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」

昨年の玉川村内で発生した火災は6件と、平成16年の15件を大きく下回りました。火災は、「ちよつとした不注意」が原因で発生します。ご家庭での火の元の安全確認をお願いいたします。

また、火災による死者が全国的に多発している状態です。このことから一般住宅において、新築の建物では今年6月1日から、既に建築された住宅では平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。空気が乾燥するこの時期、

	17年	16年	比較
建物火災	4	8	-4
林野火災	0	4	-4
車両火災	0	1	-1
その他の火災	2	2	±0
計	6	15	-9

火の元の安全を確認し、火災発生のないようお願いします。

▼住宅火災 いのちを守る7つのポイント(3つの習慣・4つのポイント)

◇3つの習慣 ①寝たばこは絶対やめる②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用③ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す

税務署からの お知らせ

◇4つの対策 ①逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器等を設置する②寝具や衣類からの火災を防ぐために防災製品を使用する③火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置する④お年寄りや身体の不自由な人を守るために近隣所の協力体制をつくる

《税理士による税金無料相談所の開設について》

東北税理士会須賀川支部では、税理士記念日にちなみ、次の日程で税金無料相談所を開設します。

会場では、所得税の申告相談をはじめ、税金に関するあらゆる相談に応じますのでお気軽にご利用ください。

▼開設日時

2月23日(木)
午前10時から12時
午後1時から3時

▼開設場所
須賀川市コミュニティプラザ2階(須賀川駅建物内)

《インターネットでの所得税・消費税の確定申告書の作成について》

平成17年分所得税・消費税の確定申告について、自宅のパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」に接続し、画面案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書や決算書等が簡単に作成できます。

申告書等はレーザープリンターで出力後、関係書類を添付し、郵送等で提出することができます。

▼国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

自動車の登録手続きはお早め

例年、年度末(3月)は自動車の検査・登録手続きが急増し、処理の遅延や駐車場・待合室の混雑が発生しております。

登録自動車及び小型二輪車の廃車、名義変更、住所変更等の手続き(申請)は、できるだけお早めをお願いいたします。

▼問い合わせ
◇福島運輸支局登録部門
☎050-5540-2015
◇いわき自動車検査登録事務所
☎050-5540-2016

大学通信教育春期合同入学説明会の開催について

(財)私立大学通信教育協会では、大学通信教育を行なっている大学、大学院、短期大学の合同入学説明会を次により開催します。

▼開催日時
2月25日(土)
正午から午後5時
(入場無料・参加申込不要・入退場自由)

開催場所

仙台市情報・産業プラザ(ネットU)

▼対象者
一般および高校生

▼参加大学
法政・慶応義塾・中央・日本・玉川・佛教・近畿・東洋・明星・産能・愛知産業・京都造形芸術・北海道情報・大阪芸術・聖徳・日本福祉・武蔵野美術・東北福祉・人間総合科学・奈良・星槎・大阪芸術短期・産能短期

▼問い合わせ
(財)私立大学通信教育協会
☎03-3818-3870

市町村合併に伴う県合同庁舎の名称変更について

市町村合併に伴い、次のとおり県合同庁舎の名称が変更になりました。

①変更前 保原合同庁舎
変更後 伊達合同庁舎

②変更前 原町合同庁舎
変更後 南相馬合同庁舎

③変更前 田島合同庁舎
変更後 南会津合同庁舎
(3月20日より)

ジョブフェア2006の開催について

福島労働局、ハローワークでは、現在大学や短大等に在学している学生の皆さんを対象にした、ふくしまジョブフェア2006を次のとおり開催します。

▼内容
参加した企業(約150社予定)の各ブースで、企業の人事担当者から直接、産業界や企業の人材ニーズ、仕事について聞くことができます。

▼対象
県内の企業に就職を希望する大学、短期大学、高専、専門学校等の学生のうち、平成19年3月以降に卒業予定の方

▼開催日時
2月28日(火)
午後1時から5時まで

▼開催場所
ビッグパレットふくしま

▼問い合わせ
福島労働局職業安定課
☎024-528-0366

メロディーを流してパトロールします

石川警察署では、現在パトカーのスピーカーで音楽を流しながら地域をパトロールしています。

流している音楽はビブラホンのやさしいメロディーで、地域の方々にパトカーが近くにいるという安心感を与えるとともに、パトカーの存在を知らせ、犯罪などの抑止にも効果があるということです。

玉川駐在所でも、早坂忠専門官が音楽を流しながら村内全域を巡回パトロールしています。(左写真)



お誕生おめでとうございます

(12月16日～1月届出分)

地区名	出生児氏名	保護者名
川 辺	野 崎 <small>はるま</small>	和 彦
蒜 生	水 野 <small>いお</small>	豊
岩 法 寺	安 齋 <small>はるま</small>	徹
竜 崎	関 根 <small>ゆな</small>	秀 憲
〃	仁 井 田 <small>さつき</small>	薫
南 須 釜	小 原 <small>ななみ</small>	久 典

おくやみ申し上げます

(12月16日～1月届出分)

地区名	死亡者	世帯主名
川 辺	熊 田 直	伸 子
小 高	宗 形 ナ	仲 源
中	首 藤 芳	次 子
〃	関 根 キ	ミ 子
竜 崎	渡 邊 吉	一 吉
南 須 釜	圓 谷 房	房 夫
北 須 釜	矢 吹 敏	昭 忠
山 小 屋	石 森 カ	ツ エ 博

寄付ありがとうございます

下記の方々から社会福祉活動資金として寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

(村社会福祉協議会)

記

川 辺	の 熊 田 伸	さん	から
小 高	の 宗 形 仲	さん	から
中	の 首 藤 源	さん	から
岩 法 寺	の 草 野 嘉	さん	から
南 須 釜	の 圓 谷 房	さん	から
北 須 釜	の 矢 吹 忠	さん	から
山 小 屋	の 石 森 博	さん	から

(財)福島民報厚生文化事業団から15,870円

村のようす

(18年2月1日現在)

戸数	1,947 戸 (- 2)
人口	7,554 人 (- 7)
出生	3,756 人 (- 9)
死亡	3,798 人 (+ 2)

今までは支所の日直者が行なっていた業務は、4月以降は本庁の日直者が行いますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



こんにちは保健師です

【住民健診の受診率から】

今月から平成17年度の住民基本健康診査結果についてお伝えします。まず受診率ですが、平均では76.8%でした。各地区受診率は次のような結果となっています。

地区	男	女	合計
川 辺	85.29	84.38	84.80
蒜 生	68.57	72.34	70.73
小 高	75.68	77.30	76.53
中	74.70	78.00	76.50
岩 法 寺	65.63	72.09	69.33
竜 崎	69.31	70.27	69.81
南 須 釜	72.30	75.27	73.94
北 須 釜	74.70	88.79	82.63
吉	73.33	82.35	78.13
山 小 屋	87.10	88.89	88.06
四 辻 新 田	72.41	78.38	75.76

受診率の地区格差は最大で18.7%ありました。

男女別では岩法寺地区の男性の受診率が低く、年代別では45歳～49歳の受診率が60.0%で最も低くなっています。働き盛り世代の受診率が低い傾向にあるため、今後も健診の受診勧奨を積極的に行い受診率の向上に努める必要があります。

生活習慣病は、気づかないうちに進行していることも多いため、早期発見にはやはり定期的な健診を受けることが大切です。

社会保険事務所出張相談日程表

場所	石川町勤労青少年ホーム会議室	須賀川市体育館会議室	開催時間
3月	16日(木)	9日(木) 24日(金)	10:00～ 15:00

年金の受給手続など、お気軽にご相談ください。
※年金手帳、基礎年金番号通知書をご持参ください。

4月から、支所の目直が廃止になります

村では、第4次行政改革大綱に基づいて、事務事業等の見直しを進めていますが、その一環として、土曜日、日曜日、祝日等の休日に配置しておりました須釜支所の目直について、今年4月から廃止することになりました。ここ数年、須釜地区の方々が各申請等を本庁に提出されることが多くなつたこともあり、休日における支所での受付が減少していることから、日直を廃止することにしたものです。

文芸

literature

花愁短歌会玉川支部詠草集

——村公民館

あなたにもそなたにもある人生のドラマは常に人知れずして
白き花葉に隠れても清楚なる常の姿態は春りを放つ 川崎 雄子
野の花の一輪供う六地藏照らすも青し夏の日差しは 小針 登里
とんがらし緋の色灯し烟隅の秋を明るく照らしていたり 小針 愛子
添い寝して孫の寝顔に涙あり恋うるか母の宿直の夜は 真弓 はん
耳にする目的地なる滝の音ウオーキングの足早みゆく 吉田 英祐
口ずさむ幼はチユウリップの花のよう歌詞を覚えて耀く瞳 吉田ハツ子

さるなし俳句会二月句会吟詠

厄と幸と老いの身に負ひ恵方道
松の内ゆるりと時の過ぎて行く
初市の瘦せ大根の売られゆく
黒豆の煮染む匂いや雪催い
起き抜けに眩しく初日拜みけり
仕舞い湯の湯気の向うに去年今年
母在りし匂いと同じ豆を煮る
初詣願いあまたの神籤かな

仁美 美枝 公 今朝 華 真知 由記 仁

年々高くなる歯の健康

シリーズ

介護予防でいつまでも元気に

《口腔機能向上》に

取り組みましょう！

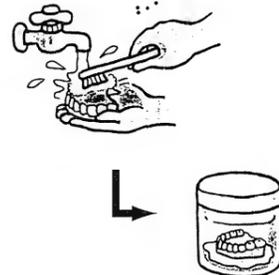
高齢期は、歯の数が減ったり、だ液の分泌が減る、飲み込み機能が衰えるなどから、栄養がとりにくくなつたり口内に細菌が繁殖しやすくなつたりします。そのため、低栄養や気道感染、肺炎の原因になることもあります。口腔のケアを毎食後必ず行いましょう。

予防のポイント3か条

- ① 毎食後、歯みがき、うがい、洗口剤などで口内を清潔に保ちましょう。
- ② 歯をみがけない時も、うがいなどで食べ残しが残らないようにしましょう。
- ③ 入れ歯の点検など、定期的に歯科医の検診を受けましょう。

入れ歯手入れのポイント

- 毎食後に口からはずして水で洗う
- 専用の歯ブラシでしっかりとみがく
- 寝る時には、はずして水につけるなどして保管する。



電動ブラシも効果的です



なぜ口内の状態と肺炎が関係するの？
高齢期には、だ液や飲食物が誤って気管（気道）に入りやすく、その中の細菌により肺炎（誤嚥性肺炎）を起こしやすいのです。
肺炎は、衰弱、寝たきりの原因になりやすいため、口腔機能向上による肺炎予防はとても大切なことです。

3月のカレンダー

日	曜日	内 容	時間	場 所	日	曜日	内 容	時間	場 所
1	水	なつ椿学級	9:30	須金公民館	16	木	(元)ラジボール卓球	9:30	文化体育館
		こぶし学級	13:30	就業改善センター	17	金	幼稚園卒園式		
2	木	乳がん検診	8:30	保健センター	18	土	生き生き女性セミナー	13:30	すばーく玉川
		(元)ラジボール卓球	9:30	文化体育館			おはなレククちゃん読み聞かせ会	10:00	クックちゃん文庫
3	金	1歳児相談会	13:00	保健センター	20	月	(元)理事運営委員会	19:00	文化体育館
4	土	生き生き女性セミナー	13:30	文化体育館	23	木	小学校卒業式		
		(元)バドミントン教室	19:00				小・中学校修了式		
7	火	ゴスペル教室	19:00	文化体育館			(元)ラジボール卓球	9:30	文化体育館
9	木	(元)ラジボール卓球	9:30	文化体育館			地域子ども教室	13:00	
10	金	(元)健康たいそう教室	9:30	文化体育館	24	金	(元)健康たいそう教室	9:30	矢吹町温水プール
11	土	(元)スポーツサロン	13:00	文化体育館	25	土	(元)スポーツサロン	13:00	文化体育館
		地域子ども教室	13:00				健康ウォーキング	13:00	
		おはなレククちゃん読み聞かせ会	19:00		26	日	青年遊湯教室(茶道教室)	10:00	就業改善センター
13	月	中学校卒業式			28	火	すすくクラブ	10:00	保健センター
14	火	B C G接種	12:45	保健センター			心の健康講演会	13:30	文化体育館
15	水	3~4ヶ月児健診	13:30	公立岩瀬病院	30	木	(元)ラジボール卓球	9:30	文化体育館
		(元)ワーキンググループ	18:30	文化体育館			健康ウォーキング	13:00	

(元)：たまかわ元気スポーツクラブ

燃えるゴミ

3日(金) 7日(火) 10日(金) 14日(火) 17日(金)
22日(水) 24日(金) 28日(火) 31日(金)

資源ゴミ

西部地域 1日(水) 15日(水) 29日(水)
東部地域 8日(水) 22日(水)

有害ゴミ・不燃ゴミ

西部地域 8日(水) 22日(水)
東部地域 1日(水) 15日(水) 29日(水)

休日当番医

5日(日) 中島病院 26日(日) 中島病院
12日(日) 浅川ファミリークリニック
19日(日) 中島病院
21日(火) ひらた中央病院

温かい善意

歳末助け合い運動募金として、次の方々より温かい善意を寄せていただきました。

(村社会福祉協議会へ)

泉中学校の皆さんより

代表で、3年生の関根春香さん、高瀬早央里さん、山田先生から、代理で車田教育長へ



イルミネーションで村を美しく
 昨年の年末から今年1月20日までの期間、役場から国道118号線までの村道が、美しいイルミネーションで飾られました。
 村商工会青年部が明るい村づくり事業により行なったもので、街路樹に施された青と白の電飾が幻想的な光を放ち、道行く人の目を楽しませました。

広報紙に掲載された写真が欲しい方は
 総務課広報広聴係 (57-4621) まで

この広報紙は適切に育まれた森から生まれたFSC認証紙を使っています。
 FSC認証紙は、適切に管理された森林の木材を原料としており、バランスの取れた「植林→育成→伐採→植林」のサイクルを通じて森林保全を行っています。
 森林保全を支援することによって地球温暖化の原因であるCO2削減にも役立ちます。

